令和五年十月三日

山口県知事 関 地

村

岡

嗣

政

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

山口県告示第二百七十八号

牟礼歯科医院

防府市岸津一丁目七番二五号

令和五、 廃

六、二九

止

年

月

日

名

医

称療

解除予定保安林(萩市)

山

口

(厚政課)

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

目

次

1	和	5	年			
1	0月	3	日			
(火曜日)						

ij	和	5	平
1	0月	3	\exists
(火曜	星日)
		た	

山口県告示第二百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、

牟礼歯科医院 名 めの医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 令和五年十月三日 医

称療

所

地

指

定

年

月

日

機

山口県知事

村

岡

嗣

政

医療扶助の

防府市岸津一丁目七番二五号

令和五、

六、三〇

山口県告示第二百八十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 次の病院を救急病院として認定した。

令和五年十月三日

名 宇部市大字西岐波七五〇

中央病院 医療法人社団宇部興産

機構山口宇部医療セン独立行政法人国立病院 大字東岐波六八五

地

山口県知事 村

岡

嗣

政

令和八、 認定が効力を有する期限 九、三〇

山口県告示第二百八十一号

安林の指定を次のとおり解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

保

令和五年十月三日

山口県知事

村

岡

嗣

政

解除予定保安林の所在場所

示す部分に限る。)、一一八二二の五、一一八二七の一・字仏木田床一一八〇二の 一・一一八○五の二・字仏木大町ノ上一一八○六の一・字仏木大町ノ上浴一一八○八 一・一一八二〇の一・一一八二二の一・一一八二二の二(以上六筆について次の図に 萩市大字明木字横瀬仏木一一八○○の一・字仏木一一八○一の四・一一八一二の

道路の種類

県道

路

線 名

鹿野吉賀線

道路の区域

X

間

旧

敷

(メートル) 地の幅員

(メートル) 延

備

考

県

令和五年十月三日

の二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。) 水源の涵養

解除の理由

道路用地とするため

部林政課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産

山口県告示第二百八十二号

(定期)

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年十月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において

山 口県知事 村

岡 嗣

政

間 旧 旧 最最 広狭 敷 (メートル)が地の幅員 一 三七 二0 (メ リ ! 四〇八・五 · ト ル 長 備 考

Щ

口

道路の区域

路線名 選路の種類

県道

新南陽津和野線

路

で
一同大字字梶原二〇八九地先ま
一地先から
一周南市大字下上字横屋一六〇二の一 X 新 最最 広狭 二一 〇四 ·· 四一三・八

五. 兀 落札者を決定した日 令和五年七月二十八日

六 落札金額

七

入札公告日

二千九百四万円

 (\Box) 調達方法

購入

先まで に対して、 にがして、 にが 旧 新 最最 広狭 最最 広狭

(一八九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年十月三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

事務を担当する出先機関の名称及び所在地

二 落札に係る物品等の名称及び数量 モニタリングポスト 一式

山口県環境保健センター

山口市朝田五三五番地

 \equiv 契約の相手方を決定した手続 般競争入札

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 富士電機株式会社 川崎市川崎区田辺新田一番一号

その他

令和五年六月十六日

契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

 (\equiv) 落札方式 最低価格

二 一 〇 八

二一一、八

四一 二四 ··

二〇九・三

 \Rightarrow 務

囲

2 0 CU

2

0 0

0

0

出

泊 磊

**** 0

 \sim 0 0 0

N, 0 0

煀 鱼 脈 強 総 絝

Н 票 薡 牃 $\Box \triangleright$

뛴 筁 \mathbb{H}

働 绡

빯 빯 빮 喍 些 喍

ξŞ (C) (C)

SS,

0

0

0

0

報

#

観光スポーツ文 化部

0

0

0

0

0

林

産

4K

ᄪ *

田 绺

Œ 喍 喍

0

0 ೦ು 0 0

0

0 0

0 0 0 0

0

N

S

 ω

8

00 N

ᄪ 詗 建 ¥

ယ်င္လ

人情報の開示、 訂正及び利用停止の状況の公表

開示、 三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、 規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の山口県個人情報保護条例 人情報の保護に関する法律施行条例 訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。 (令和四年山口県条例第四十号) 附則第四項 令和四年度における個人情報の (平成十

令和五年十月三日

口県知事 村 畄 嗣 政

霘

査

教 癜

仁

96

80

0

0

0

0

N 0

CU 0

邂

徊

Ш 쎉

쎉

0

0

#

 ${\rm III}$

SK 京 4K 至

120

20

0

0 0 0

0 0 0

0

0

個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況 次のと

(1) 開示の請求及び申出の件数等

県

습	開示の申出	開示の請求	件数	の請う
/6, 003 (/#)	/5, 249	754 (/4)	求及び申出の	
/5, 507 (3)	/5, 249	258 (3)	開ラ	,,
			케	処
(J)	0	(7) (7)	部分開示	理
(2)	0	(2)	非開示	
5	0	5	未処理	洪
(2) (2)	0	52 (2)	かの 街	況

П

備兆)内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

実施機関別の内訳

2

補

餕

関の区分

開来の記述となる。

処

Щ

洪 #

況

3 痽

噩

쉐

部分開示

囲

쉐

巡

Ш

N

9

勻

山

(単位

ヂ

力 胍

() () () ()

,5,

9 200

343

00 0 0 0 0 0

0

 \sim 0 0 0 0 0 0

0 0 0 0 0 0 0

(S)(S)

쑆 令

1

行政法

K

牃

阊

川

萍

0 0 0 0 0

0 0 0 0 0

0 0 0 0 0 (単位

半 日本海海区漁業調整 委員会 瀬戸内海海区漁業調 整委員会 內水面漁場管理委員 立 淣 \mathbb{H} 靊 衆 椺 TITE SK

椴 袠 I 账 女 斌 会区 \mathbb{I} 7 832 0 0 4,

摦

傪 按

X

789 (29) 0

66 40

> 0 0 0 0 0

(S)

w 0

0 0 0

(単位

開示をしない理由の内訳 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である

316	法	徭	#	拼	
罪	>	lii	英	4>	麗示
鼓		,,,	年	秘	44
葅	継	琳			しな
华			琳	継	ないな
畫	主	主	疝	壷	理
榖	榖	囊	囊	幸	曲の
(第5号)	(第4号)	(第3号)	(第2号)	(第/号)	区分
/40	5	43/	Cu	Cu	部分開示
/	0	0	0	0	非開示
/4/	5	43/	W	W	☆ 計

不服申立ての件数及び処理状況

2

	□⊳	-	作	#	疒
	海政	力	熨	亩	ġ⊞
	重		\R		悉
	燕	信頼	運	ᇓ	坂
	墨	真	恥	妆	齓
	継	原		継	稚
	瘇	亷	畫	畫	主
	紫	粪	粪	燕	撒
<u> </u>	(第/0号)	(第9号)	(第8号)	(第7号)	(第6号)
865	/	6	27/	4	/
	0	0	0	0	0
866	/	6	27/	4	/
		1	1		1

無機

- 「開示をしない理由の区分」欄の()内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名であ
- 分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部
- 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位

争

訂正の請求の件数 w 쁴 炟 \mathbb{H} # 쁴 Ш 2 Ħ # 洋 炟 川 ψ 災 9 0 勻

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

П

ယ

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の 件数 0 利用停止 0 渔 非利用停止 Ш 0 # 洪 処 0 川 ψ 災 9 0 勻

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 **争**

令和五年十月三日発行 不服申立ての (/4) 関 0 ⇔ 不服申立てに対する決定又は裁決 発発 行行 ·部認容 人所 棄 ЩЩ 口口 県 。 盐 知県 盐 事庁 0 \dashv 取 \dashv Ţ 垂 查 -

> 無差 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。